

日行連発第196号  
令和4年5月16日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

道路交通法施行令の一部を改正する政令（自動車の積載制限）の施行について（周知）

今般、「自動車の積載の制限の見直し」等を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、令和4年5月13日から積載物の長さや幅等についての制限が変わりますので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【警視庁ホームページ】

変わります！自動車の積載制限（令和4年5月13日から施行）

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/application/seigengai\\_sekisai.files/car\\_sekisai.pdf](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/application/seigengai_sekisai.files/car_sekisai.pdf)

以上